**支払督促**

支払督促は　　　　　　　・現在化した金銭その他の代替物等の請求のみ

　　　　　　　　　　　　・相手方から異議が出ると訴訟手続に移行します。

書類の作成について　　　・裁判所は中立・公正な立場ですので，主張や法律構成に関するアドバイスはできません。弁護士または司法書士にご相談ください。

**提出書類一覧**

注意：郵便料金は，申立書の枚数によって料金が変わる場合があります。

□支払督促申立書１部　　　　□「当事者目録」と　　　　　　□長形３号の封筒　債務者数＋１枚

□収入印紙（消印はしない）　　「請求の趣旨及び原因」の　　□郵便切手　1,082円分×債務者数

　　　　　　　　　　　　　　　　コピー各債務者数＋１部　　　　　　　　　 82円1枚

請求の趣旨及び原因　　　　　捨印　　　 （余白に押印のないもの）　　□官製ハガキ 債務者数と同じ枚数

　　　　　当事者目録　　　　 請求の趣旨及び原因

　　支払督促申立書 当事者目録 1000 債 82 債

　　　　　　 82 務　　　　 権

印紙 債権者 者 者

 宛 宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 名　　　　　 名

債権者　　　　　　　　　　　　　　　　　債務者　　　　　　　　　　　　【債務者ごと作成】

千葉　簡太　印

　　　　　1　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ハガキ

【各枚葉割印または通し番号】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 債権者の宛名

※（債権者もしくは債務者が法人のとき）

□当該法人の法人登記事項証明書 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【債務者の数分作成】

**手続きの概要**

 債権者に発付通知　　　送達結果はハガキで連絡

申立書 提出

支払督促発付布

仮執行宣言申立※１

 普通郵便 ２週間経過

　　　　　　　　　　債務者に正本送達　　　送達 異議申立

　　　　　　　　　　　　　特別送達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　不送達　　再送達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※２　　　　　　　　　　訴訟手続へ

※１･･･ 仮執行宣言の申立は，支払督促正本送達後２週間が経過したときから３０日以内に行わないと支払督促の手続が失効します。（支払督促の法的効果がなくなります。）

※２･･･ 不送達の内容によっては，何もしないでいると，２か月の経過により取下擬制となって，手続が終了してしまうことがあります。　　　　　　問い合わせ先　千葉簡易裁判所支払督促係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　０４３－２２２－０１６５（代表）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　〒260-0013　千葉市中央区中央4-11-27

督促異議の申立てによって，訴訟手続移行の効果が生じたときには，原告（債権者）に手数料の納付義務が生じます。（原則：支払督促申立手数料の額と同額の収入印紙及び６０００円分の郵便切手）